

一般会計予算決算常任委員会
産業建設分科会記録

令和2年2月27日

【開催日】 令和2年2月27日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後2時47分

【出席委員】

分科会長	中村博行	副分科会長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

経済部長	河口修司	経済部次長兼農 林水産課長	深井篤
農業委員会事務 局長	幡生隆太郎	農林水産課技監	山崎誠司
農林水産課主幹	坂根良太郎	農業委員会事務 局主査	吉田悦弘
農林水産課耕地 係長	本多享平	商工労働課長	村田浩
商工労働課課長 補佐	工藤歩	商工労働課商工 労働係長	福田智之
商工労働課企業 立地推進室主任	加藤竜一	建設部長	森一哉
建設部次長兼土 木課長	森弘健二	下水道課長	井上岳宏

下水道課技監	藤岡 富士雄	下水道課管理係長	西崎 大
下水道課管理係主任	村上 陽子	都市計画課課長	河田 誠
都市計画課技監	高橋 雅彦	都市計画課主査	大和 毅司
都市計画課都市整備係長	藤本 英樹	都市計画課管理緑地係長	森山 まゆみ
建築住宅課長	辻 永民憲	建築住宅課主幹	安重 賢治
建築住宅課住宅管理係長	重村 亮太郎	建築住宅課建築係長	山本 雅之
土木課河川港湾係長	立野 健一郎	土木課用地係長	日高 辰将

【事務局出席者】

局長	沼口 宏	書記	光永 直樹
----	------	----	-------

【審査事項】

- 1 議案第1号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第7回）について

午後1時 開会

中村博行分科会長 一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を開催いたします。最初に審査番号1番建設部下水道課からです。説明をお願いします。

井上下水道課長 それでは、下水道課分の補正予算の説明をいたします。今回の補正は決算を見込み、浄化槽設置整備事業補助金を減額するものです。では、32ページ、33ページを御覧ください。4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費、次の34ページ、35ページに移りまして、19節負担金、補助及び交付金、浄化槽設置整備事業補助金849万6,0

00円の減額につきましては、当初予算として3,168万6,000円計上しておりましたが、補助金交付実績を考慮した決算見込額が2,319万円となりますのでそれを減額するものです。本事業は、下水道事業計画区域外及び農業集落排水対象区域外の浄化槽設置を推進し、住環境整備と水質保全を図るため、対象区域の専用住宅に浄化槽を設置される場合に、補助金を交付するものです。内訳は、当初予算では5人槽46基、7人槽37基、10人槽2基の合計85基分を予定していましたが、決算を見込み5人槽47基、7人槽17基、10人槽1基の合計65基分とします。なお、補助金の額は、浄化槽1基当たり5人槽33万2,000円、7人槽41万4,000円、10人槽54万8,000円です。また、歳出の減に伴い、32ページの特定財源の欄、国庫支出金（循環型社会形成推進交付金）を280万3,000円減額しております。

森弘建設部次長兼土木課長 一般会計補正予算、土木課分について説明いたします。まずは、歳出から説明いたします。この度の土木課の補正は、決算額を見込んでの減額補正となります。36、37ページをお開きください。あわせて、お手元にお配りした参考資料も御覧ください。

8款 土木費1項土木管理費1目土木総務費19節負担金、補助及び交付金 県事業負担金114万5,000円の減額につきましては、市内の藤ヶ浴地区、波瀬の崎地区において、急傾斜地の崩壊を防止するため、山口県が急傾斜地崩壊対策事業を実施しており、市は負担金を支出していますが、その事業費の減額に伴い負担金も減額するものです。38、39ページをお開きください。2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費19節負担金、補助及び交付金県事業負担金710万2,000円の減額につきましては、山口県が発注する県道工事費の一部を市が負担していますが、県より本年度の事業費の決算見込額が示されましたので、それに伴い負担金を減額するものです。引き続きまして、3目道路橋りょう維持費15節工事請負費293万1,000円の減額につきましては、市道舗装リフレッシュ事業として、石

油貯蔵施設立地対策交付金を活用して、市道小野田六ノ割線、市道小野田須恵線の舗装補修を行っており、その入札の結果、不用額が生じたので、その額を減額するものです。次に、4目道路新設改良費13節委託料 調査設計委託料287万5,000円の減額、17節公有財産購入費用地購入費1,084万3,000円の減額、22節補償、補填及び賠償金、補償金200万円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金の内示額に併せて不用額を減額するものです。続きまして、3項河川費1目河川管理費15節工事請負費9,875万4,000円の減額につきましては、東下津地区内水対策施設工事の入札の結果、不用額が生じたので、その額を減額するものです。なお、3月末には、増設予定の3基のポンプのうち、2基が稼働可能となる予定で、計4基が稼働できることとなります。次に19節負担金、補助及び交付金県事業負担金92万9,000円の減額につきましては、山口県が郡・津布田海岸で河川河口部の土砂撤去、焼野海岸で海水浴場の整備を行っており、県より本年度の事業費の決算見込額が示されましたので、それに伴い負担金を減額するものです。40、41ページをお開きください。4項港湾費1目港湾管理費19節負担金補助及び交付金、県事業負担金3,575万9,000円の減額につきましては、県より本年度の事業費の決算見込額が示されましたので、それに伴い負担金を減額するものです。なお、本年度は、小野田港の高潮対策工事、北竜王排水機場の老朽化対策及び小野田港の側溝整備を実施しております。続きまして、歳入について説明いたします。12、13ページをお開きください。13款分担金及び負担金1項分担金1目土木費分担金、1節土木管理費分担金山口県急傾斜地崩壊対策事業地元分担金100万円の減額につきましては、県事業負担金の減額によるものです。14、15ページをお開きください。15款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費国庫補助金、社会資本整備総合交付金625万5,000円の減額につきましては、本年度、社会資本整備総合交付金が、要望額の約9割程度しか配分されなかったことによるものです。20、21ページをお

開きください。22款市債1項市債5目土木債について説明いたします。1節土木管理債、急傾斜地崩壊対策事業債は、県事業負担金の減額により30万円の減額、2節道路橋りょう債道路整備事業債は、県事業負担金の減額による640万円と道路新設改良費の社会資本整備総合交付金の減額による610万円を合わせて1,250万円の減額、3節河川債海岸環境整備事業債は、県事業負担金の減額による100万円と治水対策事業債の東下津地区内水対策施設整備事業の事業費の減額による9,860万円を合わせて9,960万円の減額、最後に4節港湾債港湾施設整備事業債は、県事業負担金の減額により3,220万円を減額するものです。以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

河田都市計画課長 それでは歳出の都市計画分について説明いたします。補正予算書の40ページ、41ページを御覧ください。8款土木費5項都市計画費1目都市計画総務費は4,062万円を減額補正するものです。19節負担金、補助及び交付金は205万3,000円の増額となります。県事業負担金2,000万円の減額は、山口県が公園通り周辺で実施している都市計画道路新開作二軒屋線整備事業に対する社会資本整備総合交付金が、当初の要求額より減額となり、今年度の総事業費が減額となったことに伴い減額するものです。公共下水道事業負担金、1,357万2,000円の増額は、下水道事業会計の補正により、繰出基準対象経費が増となったため、負担金を増額するものです。公共下水道事業補助金848万1,000円の増額は、下水道事業会計の補正により、特別損失が増となったため、その財源として補助金を増額するものです。24節投資及び出資金、公共下水道事業出資金4,267万3,000円の減額は、負担金の増により、同額を出資金から減額し、振り替えたことによるもの及び平成30年度下水道事業特別会計の決算確定により余剰となった繰入金を今年度の出資金で精算するため、減額するものです。8款土木費5項都市計画費4目都市再生整備事業費3,847万1,000円を減額補正するものです。13節委託料、設計委託料11万円

の増額は、平成28年度の実施設計完了後、平成29年度に、道路橋示方書が改定されたため、設計内容の一部を修正する必要が生じたことによるものです。15節工事請負費3,858万1,000円の減額は、社会資本整備総合交付金が当初要求額より約20%減額となり、小野田駅前地区都市再生整備計画事業の今年度の総事業費が減額となったことによるものです。なお、今年度の工事は、道路、公園、下水道の合併工事を発注済みであり、現地施行の準備を進めているところです。次に、歳入の都市計画課分について説明します。補正予算書の14ページ、15ページを御覧ください。15款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金2節都市計画費国庫補助金、社会資本整備総合交付金1,260万円の減額は、歳出で説明した小野田駅前地区都市再生整備計画事業の減額に伴うものです。補正予算書の20ページ、21ページを御覧ください。22款市債1項市債5目土木債5節都市計画債4,140万円を減額補正するものです。都市計画道路整備事業債1,800万円の減額は、歳出で説明した山口県が実施する都市計画道路新開作二軒屋線整備事業の減額に伴うものです。都市再生整備事業債2,340万円の減額は、歳出で説明した小野田駅前地区都市再生整備計画事業の減額に伴うものです。都市計画分の説明は以上です。

辻永建築住宅課長 建築住宅課から御説明いたします。初めに歳出について御説明します。40、41ページをお開きください。8款土木費6項住宅費1目住宅管理費を385万3,000円減額するものです。内訳ですが、13節委託料については、無料で実施している耐震診断員の派遣業務であり、当初20件の実施を予定しておりましたが、最終的な申請が14件となったため、決算を見込んで44万4,000円を減額するものです。次の42、43ページをお開きください。15節工事請負費は、本山団地D棟屋根防水改修工事に係る工事請負費です。当初826万1,000円を予算措置しておりましたが、工事が無事1月中ごろに完了しました。そのため、決算を見込んで入札減などで、不用となりました240万9,000円を減額するものです。19節負担金補助及び交付金

は、個人が行う耐震改修事業に対して補助金を交付するものです。当初、補助限度額の100万円を予算措置しておりましたが、申請がなかったことから全額100万円を減額するものです。続いて歳入について御説明します。14、15ページをお開きください。歳出の減額に伴い、住宅費国庫補助金は192万6,000円の減額となります。住宅費県補助金は、16、17ページをお開きください。耐震診断改修事業費として、36万1,000円の減額となります。市債、住宅債は、20、21ページをお開きください。公営住宅整備事業債として120万円の減額となります。

森弘建設部次長兼土木課長 土木課分の繰越明許費について説明いたします。

6ページをお開きください。8款土木費2項道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業の繰越明許費7,599万1,000円は、社会資本整備総合交付金を活用した事業のうち、年度内に事業が完了しない6事業、市道傍示大木線（大木橋）ほか橋梁補修設計業務委託、市道浜崎1号線他道路改良事業、市道上石井手線（第一高千帆橋）橋梁補修工事、市道古開作上線（古開作上橋）橋梁補修工事、市道新生町1号線道路改良工事、市道上木屋梅の木線通学路安全対策工事について、繰越しを行うものです。なお、市道浜崎1号線他道路改良事業は、周防灘高潮対策事業の一環で実施している事業で県に工事委託しております。次に3項河川費、事業名、東下津地区内水対策施設整備事業の繰越明許費7,700万円につきましては、現在、契約して工事着手している土木工事と3月に契約する電気空調設備工事を繰り越すものです。最後に11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費、事業名、公共土木施設災害復旧事業の610万円は本年度8月の豪雨で被災した準用河川宗末川の災害復旧工事で、年度内に完成が見込めないため、繰り越すものです。

河田都市計画課長 それでは繰越明許費の都市計画課分について説明いたします。8款土木費5項都市計画費、小野田駅前地区都市再生整備計画事業3,082万4,000円は道路の接続等における山口県など関係機関

との協議に時間を要したことから、日の出公園・市道・下水道整備工事における事業費の一部を繰越しとするものです。なお繰り越した事業は令和2年6月末ごろに完了する予定と考えております。説明は以上です。

中村博行分科会長 それでは質疑を求めますが、下水道課分の34、35ページ。浄化槽はかなり減額ですけど、その原因らしきものってというのが分かれますか。

井上下水道課長 平成26年度に地域計画を立てて年間85基を7年間ということやっておるんですが、この3年は50基前後で推移しております。今年度はたまたま65基いきそうなんですけれども、あくまでも個人設置型、個人の方からの申請というものになりますのではっきり事情というのはつかんでないというのが現状でございます。

中村博行分科会長 公共下水は伸びない分、浄化槽でというふうな方針だったと思うんですけども、これはPRとかは。

井上下水道課長 広報もあるんですけど、令和2年度から浄化槽の補助金制度が一部改定になりまして、国の制度改定なんですけれども単独浄化槽からの転換工事には、従来の合併浄化槽の補助金に撤去費であるとか配管工事費上乗せをするというものが新たにできましたので、そういうものについては12月15日の広報でお知らせするとともに、ここ3、4年の浄化槽の設置工事業者にこちらのほうに変わりますというチラシをファクスで御案内しまして、もしそういう問い合わせがあったら市のほうに御相談くださいということで市民の方に言ってもぴんと来ないところもあると思いますので、業者さんのほうに単独転換とかがあれば、上乗せがあるので、そういうのがあればということでPRをさせていただいております。

岡山明委員 今の話、最初が聞き取れなかったんですけど、単独から合併に切

り替えるための予算が個人の方に支援されるという形ですか。

井上下水道課長 あくまでも今付いております85基に対する国費の中でのお話なんですけれども、例えば、5人槽、先ほど申しましたが通常の合併浄化槽の補助金であれば33万2,000円なんですけれども、単独浄化槽から合併浄化槽に交換される場合であれば単独浄化槽の撤去処分費には最高9万円までそれから配管工事費、トイレから合併浄化槽まで合併浄化槽から側溝までの配管工事費についても上限30万円までが上乗せして補助対象となっておりますので、そのまま全部載せれば六、七十万円近くの補助金になるということになります。ただし、いろんな条件は当然ございます。

岡山明委員 市がそういう支援の形をとるという状況になると単独槽補助が80万円くらいが出るという話ですけど。それが把握できていますか。八十何基あるという、個人に対してそういう支援金がこの度制度が令和2年から変わるという状況であれば、それぞれの個人に対して八十何基に対して、単独から浄化槽に変更していただければお金の支援もしますというそういう支援策がありますという広報はされていますか。

井上下水道課長 委員さんがおっしゃられましたけれども、私どものほうでは浄化槽台帳というものを持っておりませんので、どのお宅が単独浄化槽を設置しておられるかっていうのは、正確に把握してはおりません。それについては県のほうにも聞いてみたいと思いますけれども、私どもでは浄化槽を付けておられる個人の方、一軒一軒に多分数百、ひよっとしたら1,000軒近くあると思うんですけどもお知らせをするっていうのはちょっと不可能だと考えております。

岡山明委員 市営住宅がありますよね。合併浄化槽じゃないですね。そこに関しては長寿命化で今後検討すると。国が補助をする中で市営住宅の浄化槽を取り替える予定はないんですか。

井上下水道課長 下水道課で今やっておりますのは、あくまでも個人設置型の専用住宅に対する浄化槽の補助金ですので、今おっしゃられました集合住宅、それから共同住宅というものはもともと補助金の対象にはなっておりません。実際には国のメニューの中で省エネ型の浄化槽への転換であるとか単独から合併の転換については、別に浄化槽の補助金のメニューで市を通さずに直接国とやりとりというメニューがあるらしいので、それについては今年度であればたしか5月か6月ぐらいに、担当の管理をされている課に国から来たチラシをお見せする中で、先着順らしいんですけれども、考えてみてはどうですかというのPRはさせていただきました。

森山喜久委員 今の浄化槽の設置事業補助金で負担割合を再確認させてもらいたいですけれど、国庫の方が3分の1で、市のほうの持ち出しは3分の2というふうな割合でよろしいのでしょうか。

井上下水道課長 委員がおっしゃるとおり3分の1が補助で3分の2が市費になりますが、その3分の2のうちいくらかは、後で交付税措置があると聞いております。

岡山明委員 先ほどの件で地域内外と始まって当然その地域外の個人のお宅にできる状況になるんでしょうけど、その辺が平成26年から7年間という先ほどお話で、その地域の選択の見直しってというのはどういうふうに進められますか。

井上下水道課長 人数、設置数が減っているんであれば浄化槽の補助適用範囲を広げたらどうかという方向じゃないかと思うんですが、先ほど申しましたとおり、浄化槽の補助が出るのは公共下水道の事業計画区域外かつ農業集落排水の事業区域外ということで、この平成27年から現在の間には下水については若干ですけれども、区域を広げ下水の事業計画区域を広げておりますので、浄化槽の計画区域からいけば減っているという状

況でございます。今より浄化槽の適用範囲を増やすということになると、下水の事業計画区域を縮小するということになりますので、それにつきましては下水の全体計画の見直し、あるいは事業計画の見直しを来年、再来年でやってまいりますのでその中で一緒に検討してまいりたいと考えています。

恒松恵子委員 確認なんですけど設置後に補助金があることに気付いた場合、遡って申請というのは無理ということでしょうか。

井上下水道課長 あくまでも事前に着工しておられたり設置しておられたりしたものは対象外となっております。

岡山明委員 対象内の方が何らかの事情で設置したいというお話があった場合は、地域内であれば補助金は出ないという状況ですか。

井上下水道課長 大変申し訳ないんですけども下水道の事業計画、おおむね5年から7年で整備する区域内でまだ下水が来てないとかいうところについて、補助金は申し訳ないんですけども出ません。

中村博行分科会長 36、37ページ県事業。一番下の土木急傾斜地のそれでは次38、39ページ。

岡山明委員 8款2項で期間というのはありますか。期間の部分は分かれますか。長い期間の工事はありますか。

森弘建設部次長兼土木課長 資料のほうに県事業が五つあると思いますけれども用地補償という事業、これは結局期間が読めないのが全部長いと思っていただければ。（「計画があつてないようなものなのか」と呼ぶ者あり）計画は進めてまいります、最終的にはその用地がネックになって、点で未施工の場所が残るという可能性があるということです。

藤岡修美副分科会長 8款土木費3項河川費1節河川管理費の工事請負費減額9,875万4,000円は東下津の入札減と聞いたんですが、入札減は何ですか。

森弘建設部次長兼土木課長 電気機械設備に2期工事の予算額1億6,903万5,900円に対して決算額9,566万400円、その差額7,337万5,500円が今回の補正予算書上の不用額9,858万9,480円の大部分を占めます。これはコンサルが電気機械の定価で設計額を積算していたものを当初予算1億6,903万5,900円に計上しましたが、実際に積算するに当たり電気機械の実勢価格により積算すると9,426万4,500円となり、それを最終的に精算し、決算額が9,566万400円となり、差額7,337万5,500円が発生しその他の工事と合わせて今回の不用額9,858万9,480円が発生しました。不用額の原因は実際に取引する価格である実勢価格と定価の間に大きなかい離があったことによるものです。

藤岡修美副分科会長 では入札減ではなくて当初見積もっていた積算の詳細が変わってきて設計段階から下がったという理解でよろしいですか。

森弘建設部次長兼土木課長 落札率は電気機械設備2期工事、これが95.7%です。ですから委員さんおっしゃる今の理由です。

宮本政志委員 41ページ1番下の耐震診断員、20件の予定で申請は14件。これ委託料ですか。委託先はどこでしょうか。

辻永建築住宅課長 県の建築士会です。

宮本政志委員 予定20件で14件っていうのは大体こんなものですか。

辻永建築住宅課長 平成28年度が10件、平成29年度が18件、平成30

年度が9件というふうに推移しておりますので、この程度と考えております。

岡山明委員 41ページの下水道事業の負担金、会計に係るっていうそういう話だったんですよ。補助金でそれぞれ教えていただきたいと思うんですけどそれと補助金の中で、特別損失が上がったと。特別損失という表現がされたんですけど意味がよく分からなかったんですけど。説明をお願いいたします。

井上下水道課長 負担金のほうですが繰出基準に基づく、繰入金の一つでございまして、それから補助金のほうは事業運営のための赤字補填のために入れる補助金というわけでございます。それから特別損失についてということでお話したのは過年度分の消費税及び地方消費税が予算よりもたくさん払わなければならなくなったということで、その支払に充てたというのを御説明させていただいたと思います。

岡山明委員 消費税の部分で損失が出たんで、10月に消費税も上がるという話はあったと思うんですけど、「過年度分だから。」と呼ぶ者あり失礼しました。

中村博行分科会長 それでは42、43ページ、耐震診断の関係も含めて工事請負費、それから最近耐震診断は毎年ゼロでしょ。

辻永建築住宅課長 診断の方は委託料でお願いしている関係もあって、補助件数は上がっているんですけど、改修となると補助を出すという形でいろんな方法でPRしているんですが、なかなか腰が重いのが現状ではあります。

中村博行分科会長 これに対する手当というかそういうものを何か出さないと診断は済んでするけれども、実際にはされないということがあるんじゃない

ないかと思うんですけどその辺何かお考えがありますか。

辻永建築住宅課長 県の補助もありますので、その辺は県と歩調を併せて、いろいろ協議をしながら今年度もどうすれば手を挙げていただく方が増えるか、内々でこういう手法で予算確保をしたほうがいいんじゃないかという話があります。ただそれを実際に県も予算を確保するまでには至っていない状況ではあると聞いております。当面は市のホームページや市広報は当然のことですが、例えば去年の4月21日のつつじ祭りのときに相談ブースを出すとか、あるいは固定資産税の納入通知書に当事業の案内を同封してお配りするとか、いろいろ手は尽くして地道にやっていくしかないのかなというふうに考えております。

中村博行分科会長 いろいろアイデアを出してください。アイデアを出しても財源が一番問題だと思いますが。そしたら歳出関係、34ページから漏れがなければ歳入のほうに行きましょう。社会資本整備総合交付金で要望額が9割しかという表現をされたと思うんですけど、これは通常最近どのぐらいですか。

森弘建設部次長兼土木課長 先ほど言いました土木課分なんですけれども、今年はこれ87%、去年もこれと同額くらいでした。例年このぐらいが減額になってきます。

中村博行分科会長 社会資本は下水関係は6割ぐらいしか出ないというのがまた回復していく傾向にあると。状況はあんまり変わってないということやね。6、7ページに戻りましょう。繰越明許費で何かあれば。

高松秀樹委員 説明を受けたんですがよく聞き取れなかったんで、小野田駅前地区再生整備計画事業で繰り越すんですけど、今後の何をするとかっていうのを言われたんですが、もう一度お願いします。

河田都市計画課長 現在、小野田駅前地区都市再生整備計画事業におきましては、日の出公園・市道・下水道整備工事ということで下水道等の合併施行ということで工事を現在発注しております。その工事につきまして県道との接続等の協議が時間を要したため、今から工事に入ることになります。実質は3月から工事現場のほうに入る予定になっておりまして、令和2年6月ごろに完成を予定しておるということで繰越事業として挙げております。これ工事の事業費を繰り越すということで考えております。

高松秀樹委員 この事業はもうそれで終わりなんですか。

河田都市計画課長 今年度の工事につきましては、公園の造成部分それから道路についても路盤まで。アスファルト舗装の補助については次年度ということで、道路の路盤までを整備していきたいというふうに考えております。令和2年度に最終的な仕上げの工事ということで公園の仕上げ工事、それから道路のアスファルト舗装等それらの工事を予定しておるところでございます。

中村博行分科会長 基本的には予定どおりで行っていると考えていいですか。

河田都市計画課長 今全体の進捗としてはおおむね順調に進んでおります。まだ用地交渉が最終的な確定が済んでいないものが1件ありますが、工事のほうは順次令和2年度も引き続いて発注ということを考えておりますので、おおむね順調に進んでおるところではございます。

中村博行分科会長 それでは建設部についての審査をこれで終わります。休憩に入りますが14時から始めますのでこれで暫時休憩いたします。

午後1時53分 休憩

中村博行分科会長 それでは休憩前に引き続きまして分科会を続けます。それでは審査番号 2 番、経済部のほうで農業委員会から説明をお願いします。

幡生農業委員会事務局長 それでは議案第 1 号令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算第 7 号の農業委員会分について説明をさせていただきます。この度の補正は実績を見込んだ特定財源の減額補正に伴う歳出の減額補正となりますので最初に歳入のほうから説明をさせていただきます。16 ページ及び 17 ページを御覧ください。歳入は 16 款県支出金 1 項県負担金 3 目農林水産業費県負担金 1 節農業費県負担金について 8 1 7 万円を減額するものでございます。これは農地利用最適化交付金交付金事業に係る活動実績に応じた交付金及び成果実績に応じた交付金の実績を見込んだ、農業委員会費の減額であります。最初に活動実績に応じた交付金について説明させていただきます。当初予算においては上限額 2,01 万 6,000 円。これは単価が 6,000 円に農業委員農地利用最適化推進員の合わせた 28 人に 1 年間、12 月につき乗じて出した金額でございますが、201 万 6,000 円を計上しておりましたが、当初予算成立後の農地利用最適化交付金事業実施要綱で単価の改正、今 6,000 円と申しましたが 5,000 円になりました。それから 4 月から 12 月までの委員の活動実績に基づき令和元年度の農地利用最適化の活動の月数を見込んだところ、当初は年間 366 月と見込んでおりましたが年間 128 月となって活動実績に応じた交付金の額が 64 万円となったことから 137 万 6,000 円の減額となりました。次に成果実績に応じた交付金については、当初予算において担い手への農地の集積や耕作放棄地の解消がいずれも基準面積の 130%以上達成できるものとして 1,358 万 9,000 円を計上していましたが、平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの担い手への農地集積や耕作放棄地の解消の成果、これを求めましたところ担い手への集積面積は 58.8 ヘクタールで基準面積が 28.1 ヘクタールですので 130%以上集積を達成すること

ができました。一方、耕作放棄地の解消面積については逆に増加してしまっていてゼロということですので、これらのことを農地利用最適化交付金事業実施要綱の定めるところにより、評価算定をいたしました結果、今申しましたように、担い手への農地の集積部分だけの評価ということになって半額の679万4,000円となりました。ですからさっきの活動実績に応じた交付金の減額、これが137万6,000円と申しましたが、これと今の成果実績に応じた交付金、679万4,000円の減額と申しましたが、これは合計であります817万円を減額するものでございます。続きまして歳出のほうに入ります。34ページ及び35ページを御覧ください。歳出は6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費1節報酬について、歳入と同額の817万円を減額するものでございます。これは先に説明しました歳入を農地利用最適化交付金を財源とする、いわゆる能率給、農業委員及び農地利用最適化推進に支給する毎月の基本給とは別の上乗せ報酬、これは当初予算のときに条例改正も行って説明しておりますが、この上乗せ報酬部分を今申しましたように歳入と同額の817万円減額するものでございます。

深井経済部次長兼農林水産課長 それでは農林水産課に関するものについて御説明いたします。初めに歳出から御説明いたします。34、35ページでございます。6款農林水産業費1項農業費4目農地総務費19節負担金、補助及び交付金と24節投資及び出資金は、ともに一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れるものでございまして、決算を見込んで19節を20万円、24節を222万1,000円減額するものでございます。次に5目、土地改良事業費19節負担金、補助及び交付金は県事業に係る負担金でございます。現在実施しております県事業のうち洗川ため池が392万円の増額、石井手頭首工が48万円増額、松屋埴生地区が140万円の減額、王喜東地区が240万円減額となりまして、合計で60万円増額するものでございます。なお、洗川ため池と石井手頭首工につきましては、国の補正予算によるものでございましてこの増額分は全額令和2年度に繰り越すということになります。次に36、37ページ

でございます。6款農林水産業費3項水産業費3目漁港建設費15節工事請負費は埴生漁港整備工事に係るもので当初事業費を5,000万円
で予定しておりましたが、国の内示額が減額されましたのでそれに伴い、
3,499万9,000円を減額するものでございます。次に48、4
9ページでございます。11款災害復旧費4項農林水産業施設災害復旧
費1目農業施設災害復旧費15節工事請負費は、昨年の7月から9月に
かけての豪雨により被災いたしました小埴生、宗末、松岳畑の3地区の
災害復旧に係るものでございます。これが入札による工事費の減額によ
り、213万1,000円を減額するものでございます。次に歳入につ
いて御説明いたします。12、13ページをお開きください。13款分
担金及び負担金1項分担金2目農林水産業費分担金1節農業費分担金4
9万4,000円の減額は災害復旧の復旧工事費の減及び農地災害に係
ります地元負担金の負担率が変更となったものでございます。御手元に
資料をお配りしていると思いますが、議案第1号参考資料農林水産課と
いたしまして、3枚目に災害復旧に係る負担率と示しております。これ
に示しておりますとおり災害復旧に係る負担率が当初申請では、国が5
0%、市が25%、地元25%、農業用施設災害につきましては、国が
65%、市が35%となっておりましたけれども増高申請をいたしました
結果、農地災害につきましては、国が94.2%、市、地元ともに2.
9%、農業用施設災害につきましては国が98.6%、市が1.4%と
いうふうに変更になりましたので、これに伴い地元負担金の減額をする
ものでございます。次に15款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧
費国庫負担金2節農林水産業施設災害復旧費国庫負担金123万9,0
00円の増額は先ほど御説明いたしたように負担割合の変更
がございましたのでそれに伴った変更でございます。16、17ページ
でございます。16款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金
3節水産業費県補助金2,800万円の減額は埴生漁港整備工事に係る
ものでございます。国の内示額は当初5,000万円を予定しておりま
したけれども、1,500万円に減額されましたのでそれに伴う減額で
ございます。次に20ページ、21ページをお開きください。22款市

債1項市債4目農林水産業債1節農業債のうち農業施設整備事業債100万円の増額は、県事業のうちに主に洗川ため池と石井手頭首工及び王喜東地区の事業費の変更に伴うものでございまして、海岸保全施設整備事業債の90万円の減額は、主に松屋埴生地区の事業費の減額に伴うものでございます。次に2節水産業債630万円の減額は埴生漁港整備工事費の減額に伴うものでございます。8目災害復旧債3節農林水産業施設災害復旧債の300万円の減額は災害復旧工事に係ります工事費の減額と市の負担割合が大幅に減ったということで、それに伴いそれに伴いまして300万円を減額するものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

村田商工労働課長 それでは商工労働課分について御説明いたします。歳出について御説明いたします。補正予算書の36ページ、37ページをお開きください。7款商工費1項商工費2目商工振興費13節委託料146万8,000円の減額です。本市では小野田・楠企業団地に企業が進出する際に、進出企業からニーズの高い産業基盤整備を実施しているところですが、進出企業の区画内のレイアウト変更や工事の遅延に伴い当初光ファイバーの敷設工事の際に見込んでいた額よりも支出が少なかったため、委託料予算を減額するものです。次に19節負担金補助及び交付金は工場設置奨励金についての減額は、企業の新工場増設に伴い計上していた工場設置奨励条例による支援措置のうち対象工場に係る固定資産税の一部相当額分を3年間交付する工場設置奨励金について、企業の対象施設等を精査した結果、当初見込んでいた額よりも少なかったため565万7,000円を減額するものです。また市民を常用雇用した場合、1人につき20万円を交付する雇用奨励金について、当初見込んだ企業において雇用奨励金の要件に該当する雇用が行われなかったため300万円を減額するものです。次に21節貸付金1,500万円の減額です。これは本市の融資制度を金融機関に実施してもらうために、各金融機関に預け入れる預託金を今年度の実績に基づき減額するものです。各金融機関と預託金を融資基金として運用していただく契約を締結しており、

今年度実績では各金融機関に追加で預託する必要がないと判断したため、預託金予算を減額するものです。減額する額は一般資金、起業家支援資金などの中小企業振興資金預託金を1,000万円、大型店対策資金を500万円の合計1,500万円となります。続きまして歳入です。18ページ、19ページを御覧ください。21款諸収入3項貸付金元利収入3目商工費貸付金元利収入1節中小企業融資資金貸付金元利収入1,500万円の減額です。これは歳出で御説明いたしました、各金融機関に預け入れる預託金の減額に伴う貸付金の元金収入の減額でございます。続きまして繰越明許費について御説明いたします。6ページ御覧ください。7款商工費、1項商工費小野田・楠企業団地防火水槽整備事業2,147万9,000円の繰越しです。鈴秀工業が小野田・楠企業団地に工場を建設する際に、消防水利の基準を満たす必要があることから防火水槽設置するため、6月議会において地質調査設計に係る費用、9月議会において工事費に係る費用を補正予算で計上させていただき、現在設置工事を進めているところです。しかしながら、鈴秀工業も新工場を建設中であり、この工場建設と調整して設置工事を行っていく必要がある中、防火水槽の納入時期が遅れたため、鈴秀工業の工場建設と工事時期が重なり年度内の設置が困難となったものです。なお、繰り越した当事業につきましては、鈴秀工業の工場建設完了までに終了する予定にしております。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく御願いたします。

深井経済部次長兼農林水産課長 農林水産課に係るもので繰越明許費を忘れておりました。6ページでございます。6款農林水産業費1項農業費、県営土地改良事業440万円を繰越しをいたします。これは歳出のときでも少し触れましたけれども、洗川ため池整備工事と石井手頭首工の調査設計の費用でございます。内訳といたしましては、洗川ため池整備工事が392万円、石井手頭首工の調査設計が48万円でございます。これはともに国の補正に対応するものでございます。農林水産業施設災害復旧費、農地農業施設災害復旧事業663万5,000円でございますが、

これは先ほど申しましたとおり宗末、松岳畑の災害復旧に係るものでございます。それを繰越明許するものでございます。

中村博行分科会長 説明は終わりましたので質疑に入ります。農業委員会のだけ。

森山喜久委員 説明があった部分の再確認なんですけど活動実績の金額なんですけど、先ほど216万円というふうに言われたんですけど、201万6,000円じゃないんですかね。先ほどずっと説明されたんですけど、表とかその比較表のようなものは持ち合わせていらっしゃるんですか。具体的なことをずっと言われたんですけど、結構いろいろ言われたので、分かりやすいような資料というものはお持ちじゃないんですか。実績との比較表みたいなものがあると思うんですけども。

幡生農業委員会局長 最初のほう森山委員の言われたとおり201万6,000円の誤りでございますので、訂正させていただきます。

中村博行分科会長 次からは資料をいただければと思いますのでお願いしたいと思います。要は担い手のほうの活動は130%以上あったけども耕作放棄地等は逆に増えたもので実績が下がったということでしたね。それから単価が6,000円から5,000円になったとか。そういうもろもろの減額が最終的に100万円ということ。頑張っておられる委員さんとそうでない委員さんがいらっしゃると思うんですよ。

藤岡修美副分科会長 結局減額されているってということで農業委員会として、最適化事業推進員さんの活動も含めてこの1年の評価をどのように考えられておりますか。

幡生農業委員会局長 この1年というのが令和元年度のことですか。（「はい」と呼ぶ者あり）令和元年度につきましては、今説明したとおり担い手へ

の集積で認定農業者とか認定新規就農者に対する農地の貸出しについては単年度集積基準面積っていうのが実施要綱に基づいて算出するんです。山陽小野田市の農業委員会の基準とその面積が約28ヘクタールなんです。今年は12月になると、更新だから今まで担い手に預けておられた方が更新の時期を迎えるんです。その分の利用権の設定をお願いするということで農業委員とか推進員に全部歩いてもらいました。これは実は去年、平成30年度までは農林水産課がやっておったのを今回そういう制度が変わりましたもので担い手を農業委員と推進員にやらしてもらおうということで、平成31年の4月にその事務事業を農業委員会に移管を受けました。ですから12月に更新がやってくるその担い手への農地の貸し借りの契約については全部農業委員と推進員が動いてくれました。それと日々、我々に農地相談が来るわけなんです。農地相談が来るのについてもこれも当初のときに説明しましたが、地域を今14区に分けておってそれぞれ推進員さんを置いておるわけなんです。例えば3区なら3区でそういうも後継者もおらんというのを伺ったときにはその推進員さんをお願いして担い手に集積をしていくというような形の手続をしましたもので、実は平成28年に比べて58.8ヘクも集積ができました。ですから、それがいわゆる満点というか、実施要綱的に山陽小野田市の農業委員会としては満点の評価をいただきました。ところが遊休農地に関しましては、毎年7月、8月、9月で農業委員の推進員さんに筆数でいうと2万2,000筆ぐらい農地があるんです。それを全部歩いてもらうんですね。それで新たに発生した遊休農地、新たに今年から遊休農地になったものを調べてもらってそれを土地所有者にどうされますかという意向を確認します。それを農地バンク、山口市に農地中間管理機構というのがあるんですけども、そこに登録をしてもらうんです。登録したらそこをホームページに載せて、どなたか借りる人いませんかということになるんですけど。なかなか遊休農地は解消に結び付かなかったわけなんです。解消はなくて逆に新たに発見できたというものばかりだったので、逆に増えてしまったということになったのでそれはもう評価に当たらなかつた。ゼロ点ということになりましたので、それに

伴う今回補正ということですが。活動についても農業者の日々の活動についても今、農地最適化の推進というのは農業委員会等に関する法律の6条の第2項にこういう活動ですというのが、るるあるわけなんですね。例えば今言ったように担い手、農地を預けたり、遊休農地を解消させたり発生防止をしたりあるいはこの人・農地プラン中の今14個あるんですけど、そういう半数が実質化されてないということで、そういうのも実質化していこうというそういう活動もあるんです。そういうのをやりなさいよと何回も、去年も3回は研修会をしております。こういう活動をしてくださいよということで当初予算は全員が毎月やるということで、336月そういう活動しますよということであったんですけど、実際は128月しかしてなかったんですよ。1日でもしてもらえばいいんです。農業委員の見込みが下がりましたもので、それで今回減額になったんですけども、実は2月にも研修会をしまして、くどいようですけど農業委員さんにはこういう活動ですよとか、こういうふうに活動日報をつけてくださいとやっております。それでもなかなかまだ理解が深まってないというのが現状であります。今年の7月に改選になるんです。改選したら新しい方も来られますし、その辺も十分検証して農地利用最適化に結び付けていきたいとと考えております。

中村博行分科会長 十分検証されて、まだ始まったばかりですからね。そういう意味では検証されて次につながるように頑張っていたいただきたいというふうには思います。

藤岡修美副分科会長 埴生漁港なんですけど、ずっとこんな感じで予算、国の補助金につかない感じですか。

山崎農林水産課技監 埴生漁港ですが、減額ということで補正しています。当初の予定は先ほど御説明もありましたとおり、5,000万円ということで要求して予算を組んでおりました。内示が1,500万円ということで30%しか頂いていません。それでも漁港の西護岸というところを

主に工事をしているんですけども、補助率が80%ということで、かなり高額な補助をいただいているということで、できればこの事業で続けていきたいと考えておりました、何年かは掛かってしまうと思いますけども3割というのは少ないんで、どうにかその辺の要求どおりのような数字がいただけないかというのは、お願いしているんですけどなかなか30%というところが現状であります。

高松秀樹委員 工場設置奨励金をもう一度説明をお願いします。

村田商工労働課長 工場設置奨励金なんですが、企業の対象施設等を精査したときに当初見込んでいた額より少なかったということです。前年度に企業に資料を提出していただいて、その資料をもとに予算を計上しますが、その資料にミスがあって今年度申請をしていただき、それをチェックしたときに対象になっていない設備がありましたので、その分を減額して交付しましたのでそれで今回の減額となりました。

高松秀樹委員 これの固定資産税の話で固定資産税を課税するその話が違っていたってということですよ。

村田商工労働課長 この工場設置奨励条例なんですが、対象となる施設が生産施設に限られています。その固定資産の台帳から生産施設を抜き出して金額を計算しますが、その中に生産施設でないものが含まれておりましたので、それを精査し、除外したので今回補助金が減額となりました。

高松秀樹委員 雇用奨励金、説明は当初見込んでいたみたいな話があったんですけど、これはどういうことになっておりますか。

村田商工労働課長 予算計上のときは、当初提出していただく事業計画を基に予算化しますが、事業計画の採用人数をそのまま予算計上しております。これはなるべく市民を優先して雇用してくださいという協定を企業と市

で結んでおりますので企業もなるべく市民を雇用したいということで動いていらっしゃると思いますので、その分をそのまま予算計上していましたが、残念ながら雇用の期間も限られておりますし、特殊な技術を持った人を採用しなければならないので、今の有効求人倍率が2倍近くある中で、市民から雇用するというのが難しく市外から雇用があったということでございます。ただ計画は今回17人分の予算計上をしていましたが、その17人は全て雇用されております。市内は17人のうち2人の雇用がありました。

高松秀樹委員 もともと市内何人雇用予定が2人になったってということ。

村田商工労働課長 7人全員を市民ということで予算計上しておりました。

恒松恵子委員 工場設置奨励金と関連するんですが、例えば事業計画と本来の設置や採用に大きな相違があった場合のペナルティーってというのは今のところ特に考えてはないですか。

村田商工労働課長 あくまでも事業計画は事業計画ですので、変更があっても問題はありません。工場設置奨励条例の適用の要件がありまして、投下固定資産が大企業であれば3億円、中小企業であれば5,000万円で、雇用の要件が大企業であれば10人、中小企業であれば5人、この要件をクリアしておれば補助金の対象となります。

高松秀樹委員 奨励条例のことですが、これは購入されて土地代を先に払って工場を建設してもともと3年だったんですけど、今回年数が出てきたんですけど工場が建ちますよね。建ってからどうなるかを教えてください。

村田商工労働課長 小野田・楠企業団地の用地取得奨励金のことかと思いますが、工場建設して操業開始されます。その半年たった後にまた操業されておられるかということを確認いたしまして市が用地取得代の40%を

まず交付します。その後市が40%を交付したというのを確認した上で県が残りの40%を交付するというスケジュールになっております。

高松秀樹委員 それから固定資産税のほうの説明をお願いします。

村田商工労働課長 工場設置奨励金は工場を建設しまして操業開始した翌年度の固定資産税が対象となってまいります。翌年度から対象になってきますが、次の年度に一旦支払っていただいたものをお戻しするというスケジュールになります。それが3年間です。

高松秀樹委員 次の金融機関預託金、これそもそも今回減額していますが、予算が幾らだったんですか。

村田商工労働課長 予算は1億5,000万円計上しておりました。

高松秀樹委員 各金融機関に預けるんですが各金融機関とはどこですか。

村田商工労働課長 山口銀行、西京銀行、西中国信用金庫、山口県信用組合です。

中村博行分科会長 それでは歳入のほうに戻しましょう、12、13ページ。負担率が大きく変わっていますよね。災害復旧の最後の3枚目の資料ですね。国が相当面倒見てくれるような形になっていると思うんですけどこれ何かあったんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 昨年の7月から9月の大雨で被災したところの復旧工事でございますが、この被災が激甚災害に指定されたということでその増高申請後にそれぞれの負担率が変更になっております。

中村博行分科会長 通常の災害であれば、最初の50%、20%、20%とい

うことですね。激甚災害に指定されたので変わったという認識ですね。

深井経済部次長兼農林水産課長　そういうことになります。済みません、一点訂正があります。繰越明許で先ほど災害復旧の663万5,000円の説明の中で小埴生、松岳畑、宗末の3地区というふうに申し上げましたけれども、小埴生については既に完了しておりましたので、地区としていたしまして松岳畑、宗末の2地区でございます。修正させていただきます。

幡生農業委員会局長　先ほど歳入で活動実績に応じた交付金の活動月数を当初予算で363月と言いましたが、336月の誤りでございました。済みませんでした。

中村博行分科会長　そしたら終わったんで全般で漏れがあったら。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切って本日の分科会の全てを終了いたします。お疲れ様でした。

午後2時47分　散会

令和2年2月27日

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会長　中　村　博　行